

# アルコール関連問題基本法推進ネット規約

(名称)

第1条 このネットワークはアルコール関連問題基本法推進ネット（略称：アル法ネット）という。

(事務所)

第2条 このネットワークの主たる事務所を東京都中央区日本橋浜町3-16-7-7F、特定非営利活動法人アスク内に置く。

(目的)

第3条 このネットワークは、WHO「アルコールの有害な使用を低減するための世界戦略」をふまえ、わが国のアルコール関連問題の発生・進行・再発等を予防するため、これらの問題に関わる団体の連携を強化するとともに、「アルコール関連問題基本法」の制定を推進することを目的とする。

(活動)

第4条 このネットワークは、設立を呼びかけた日本アルコール問題連絡協議会を幹事団体として、第3条の目的を達成するために次の活動を行う。

- ① ホームページ等を通じて、アルコール関連問題に関する情報を広く提供し、賛同団体を募ること
- ② メーリングリスト等を通じて、賛同団体間の情報交換や連携を促進すること
- ③ 国のポリシーを明確にする「アルコール関連問題基本法」の制定を推進すること
- ④ その他第3条の目的を達成するための活動をする事

(賛同団体)

第5条 第3条の目的に賛同する団体は賛同団体になることができる。

(幹事会)

第6条

- 1 当会は幹事で構成する幹事会の決定によりこれを運営する。
- 2 幹事は、幹事団体から選出された者、及び賛同団体の中から幹事会が幹事として委嘱した者とする
- 3 幹事の互選により以下の役員を置くことができる。

- ・代表 1名
- ・副代表 若干名
- ・会計監事 2名
- ・事務局長 1名

- 4 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 幹事会の互選推薦により若干の顧問等を置くことができる。

(財政)

第7条 このネットワークの財政は、寄付および各種補助金などにより運営する。

(事業年度)

第8条 このネットワークの事業年度は、毎年4月1日より始まり翌年3月31日に終了する。

付則

1. この規約はアル法ネット設立の日（2012年5月31日）から施行する。
2. この規約に定めのないものは、幹事会で決定する。
3. このネットワークの最初の幹事は設立総会において定める。